

RELO

株式会社 リログループ

第58回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2025年6月25日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時30分)

開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル南館4階「扇」

議案

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

第2号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

郵送またはインターネット等による議決権行使期限



2025年6月24日(火曜日)
午後5時30分まで

証券コード: 8876

第四次 オリンピック作戦始動

代表取締役CEO

中村 謙一
Kenichi Nakamura



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年3月期は営業利益目標300億円を突破し、当社、中期計画「新第三次オリンピック作戦」も完全勝利となりました。これは、2011年3月期「第二の創業」開始時の営業利益49億円から約6倍の規模への成長となります。この間、コロナ禍で人の移動が止まるという未曾有の困難な局面もございましたが、我々は、その機会に当社のストックビジネス・ポートフォリオの堅牢性を改めて認識し、ピンチをチャンスに変えるリログループの底力を発揮し、成長を果たしました。

さて、今期からは、いよいよ第二の創業・後半戦「第四次オリンピック作戦」が始動します。

労働力不足が深刻化する市場環境において、当社の主力事業であるBtoBアウトソーシング事業は、ここまで來たりログループの基盤を活かし、日本企業の本業以外の業務をサポートし、世界展開を支援するというわが社の使命を実現して参ります。

また、地方創生や海外からの働き手増加、そして、インバウンド需要の拡大といった潮流に対しては、この第二の創業で後継者不在の受け皿として成長を遂げてきた賃貸管理・観光事業のBtoCの基盤をインフラとして活用していくとともに、両業界の「課題解決カンパニー」としての機能を強化することで、日本の歴史的大転換を大いにサポートして行く所存であります。

加えて、世界に挑む日本企業を支援するという使命を遂行するため、海外赴任支援事業を核とした世界貢献の基盤づくりに対する挑戦を続けるとともに、世界のリロケーションカンパニーから得た知見を持つ唯一の企業として、日本企業の人材の世界化に貢献して参ります。

以上、我々リログループは、この第二の創業・後半戦においても、創業者のDNAである「世の為、人の為に貢献せよ」の精神を基に、わが社の使命実現に向け挑戦をし続けるとともに、長期的な視点に立ち、その貢献領域を拡大して行く所存でございますので、今後とも、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 8876
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

東京都新宿区新宿四丁目3番23号
株式会社 リログループ
代表取締役 C E O 中村謙一

第58回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.relo.jp/ir/library/convocation.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、「**議決権行使についてのご案内**」（4頁から5頁）のとおり、書面またはインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所	東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル南館4階「扇」
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第58期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第58期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件</p> <p>第2号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</p>

以上

●書面交付請求された株主様へ

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」
- ②連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

●機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込みされた場合には、当該プラットフォームより議決権をご使いいただけます。

議決権行使についてのご案内

当社の経営に参加できる権利「議決権」をご行使ください。

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席される方



開催日時：2025年6月25日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席されない方

詳細は次頁をご覧ください

郵送または電磁的方法（インターネット等）により、議決権をご行使いただけます。



郵送による議決権の行使

行使期限：2025年6月24日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
※議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。



電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使

行使期限：2025年6月24日（火曜日）午後5時30分まで

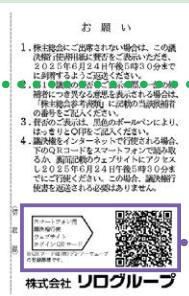
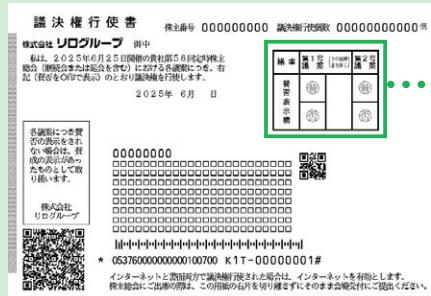
パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

■ 郵送による議決権の行使方法

行使期限：2025年6月24日（火曜日）午後5時30分到着分まで



こちらに、議案の賛否をご記入ください。

- 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 否認する場合：「否」の欄に○印

議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

下記インターネット等による議決権行使に必要となる、「議決権行使コード」および「パスワード」が記載されています。

■ 電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使方法

行使期限：2025年6月24日（火曜日）午後5時30分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード*」を読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスすることも可能です。

* QRコードは、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社

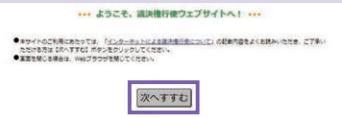
インターネット等による
議決権行使について

その他のご照会

証券代行ウェブサポート ☎ 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

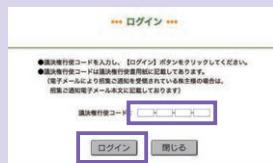
証券代行事務センター ☎ 0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従ってご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く、以下、本議案において同じ。）全員（7名）は本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査等委員会からの意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者一覧

候補者番号	氏名（年齢）					現在の当社における地位・担当	出席回数／取締役会				
1	再任	佐々田	まさ	のり	徳	（満79歳）	取締役会長 グループ統括	100% (16回/16回)			
2	再任	中村	なか	むら	けん	一	（満59歳）	代表取締役CEO 総括・内部監査室担当	100% (16回/16回)		
3	再任	門田	かど	た	やすし	康	（満58歳）	取締役CFO兼CIO その他の事業統括 コーポレートスタッフ部門担当	100% (16回/16回)		
4	再任	河野	かわ	の	たけし	豪	（満50歳）	取締役COO アウトソーシング事業・ 賃貸管理事業統括 新規事業開発室・事業開 発室・営業企画室管掌 海外事業開発室担当	100% (16回/16回)		
5	再任	小山	こ	やま	かつ	ひこ	彦	（満60歳）	取締役CHRO 人材開発室・人事給与ユ ニット・リスクマネジメ ント室担当	100% (16回/16回)	
6	新任	田村	た	むら	よし	かつ	佳克	（満52歳）	常務執行役員 観光事業統括	—% (一回/一回)	
7	再任	櫻井	さくら	い	まさ	お	政夫	（満66歳）	社外取締役 独立役員	取締役	100% (16回/16回)

株主総会参考書類

候補者番号

1

佐々田 正徳

1945年6月10日生（満79歳）

再任



略歴

- 1971年1月 当社入社
1978年7月 当社代表取締役社長
2003年4月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者
2003年6月 当社代表取締役会長
2009年6月 当社取締役
2012年4月 当社取締役会長（現任）
当社グループ統括（現任）

取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

所有する当社の株式数
668,000株

取締役選任理由

当社グループ創業者で、経営や事業開発に関する豊富な経験・実績・見識を有することはもちろん、当社ビジョンや信条など「リロスピリツ」を作り上げた人物であります。現在は取締役会長として、経験に裏付けられた的確な視点から経営全般に関する助言を行っており、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号

2

なか
中
むら
村
けん
謙
いち
一

1966年4月14日生（満59歳）

再任



略歴

- 1989年4月 当社入社
2004年4月 当社執行役員
2009年6月 当社取締役
2010年10月 当社代表取締役社長
当社総括・内部監査室担当（現任）
2022年4月 当社代表取締役CEO（現任）

取締役選任理由

当社の代表取締役CEOとして直近10年以上グループ経営を牽引し、3回の中期経営計画を経る中で過去最高益を更新してまいりました。また、現在、新たに開始した中期経営計画「第四次オリンピック作戦」の達成に向けて、グループ経営陣を指揮しており、当社グループの中長期的な企業価値向上を図るうえで必要不可欠な人物であります。今後も優れたリーダーシップが期待できることから、取締役候補者といたしました。

取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

所有する当社の株式数
1,209,300株

株主総会参考書類

候補者番号

3

かど
門
た
田

やすし
康

1966年11月26日生 (満58歳)

再任



略歴

- 2000年10月 当社入社
2006年 6月 当社取締役
2010年 6月 日本ハウズイング株式会社取締役
2015年 4月 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役（現任）
2016年 4月 当社コーポレートスタッフ部門担当（現任）
2019年 4月 当社その他の事業統括（現任）
2022年 4月 当社取締役CFO
2025年 4月 当社取締役CFO兼CIO（現任）

取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

所有する当社の株式数
701,800株

重要な兼職の状況

株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役

取締役選任理由

長年に亘って財務面を中心に当社の経営管理において豊富な実績および知識を有しております、現在は取締役CFO 兼 CIOとして、幅広くコーポレート部門全般を管掌しております。引き続き、経営の重要な事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号

4

かわ
の
野

たけし
豪

1975年3月24日生（満50歳）

再任



取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

所有する当社の株式数
175,200株

略歴

- 1997年4月 当社入社
2016年4月 株式会社リロクラブ代表取締役
2018年6月 当社取締役
2019年4月 当社取締役CIO
下記兼職先3社取締役CIO
2022年4月 株式会社リロケーション・インターナショナル取締役CIO
2024年4月 当社取締役CIO兼CSO
当社新規事業開発室担当
2025年4月 当社取締役COO（現任）
当社アウトソーシング事業統括・賃貸管理事業統括（現任）
当社新規事業開発室・事業開発室・営業企画室管掌（現任）
当社海外事業開発室担当（現任）
下記兼職先4社取締役（現任）

重要な兼職の状況

- 株式会社リロクラブ取締役
株式会社リロケーション・ジャパン取締役
株式会社リロパートナーズ取締役
株式会社リロケーション・インターナショナル取締役

取締役選任理由

株式会社リロクラブの社長を務め、システム投資による福利厚生事業の利益率改善に大きく貢献したほか、前期は取締役CIO兼CSOとしてDX化の推進と新たな事業領域の開拓において、グループを牽引してまいりました。本年4月からは取締役COOとして、より幅広い管掌領域において事業成長を統括しております。こうした実績から、経営の重要な事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

こ
小
山
かつ
彦

1965年4月2日生 (満60歳)

再任



略歴

- 1989年 4月 当社入社
2002年12月 当社人材開発室室長
2005年 2月 当社執行役員
2013年 6月 当社取締役
当社人材開発室・リスクマネジメント室担当
2016年 6月 当社常勤監査役
2021年 6月 当社取締役
当社人材開発室・人事給与ユニット・総務ユニット担当
2022年 4月 当社取締役CHRO (現任)
2022年 9月 当社人材開発室・人事給与ユニット・リスクマネジメント室担当
(現任)

■ 取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

■ 所有する当社の株式数
496,800株

取締役選任理由

当社の現行の人事・報酬制度を創設したほか、人事業務において豊富な経験・実績・見識を有しており、2022年からは取締役CHROとして人的資本経営の推進に貢献してまいりました。加えて、リスクマネジメントも担当し、BCPなどの策定や常時のリスク管理体制の強化を指揮しております。こうした実績から、経営の重要事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号

6

た
田
むら
よし
佳
かつ

1973年4月9日生（満52歳）

新任



取締役会への出席状況
—%（—回／—回）

所有する当社の株式数
282,800株

略歴

1997年 4月 当社入社
2012年 4月 株式会社ワールドリゾートオペレーション代表取締役
2019年 2月 株式会社リロバケーションズ代表取締役（現任）
2019年 4月 当社上席執行役員
当社観光事業統括（現任）
2019年 7月 株式会社スペースマネジメント代表取締役（現任）
2024年 3月 株式会社リロホテルソリューションズ取締役（現任）
2024年 4月 当社常務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

株式会社リロバケーションズ代表取締役
株式会社スペースマネジメント代表取締役
株式会社リロホテルソリューションズ取締役

取締役選任理由

株式会社リロバケーションズの社長として観光事業の業容拡大に注力し、グループの基幹事業の一つにまで育ててまいりました。売上・利益面の成長のみにとどまらず、ホテル運営においてサスティナビリティ経営を推進するなど、多様な面で経営に関する経験・実績・見識を有しております、経営の重要事項の決定および業務執行を担うのに適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

さくら
櫻 井 政 夫

1958年8月7日生（満66歳）

再任

社外取締役
独立役員



取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

所有する当社の株式数
2,700株

略歴

1987年10月 監査法人朝日新和会計（現：有限責任あづさ監査法人）入所
1991年9月 大野木公認会計士事務所（現：大野木総合会計事務所）入所
1996年6月 税理士登録 櫻井公認会計士事務所代表（現任）
2005年7月 レデックス株式会社社外監査役（現任）
2013年10月 日本公認会計士協会経営研究調査会事業承継専門部会長
2014年7月 日本公認会計士協会中小企業施策調査会委員
2015年6月 当社社外監査役
2023年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

櫻井公認会計士事務所代表

社外取締役選任理由および選任された場合に期待される役割の概要

公認会計士・税理士として豊富な経験・実績・見識を有していることに加え、当社の社外監査役としての経験もあり、過去に社外取締役又は社外監査役となる以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社の経営に対する社外取締役としての監督と助言をいただくうえで適任であると考えております。

同氏には独立した客観的な立場より、会計・税務面を中心とした助言や経営陣に対する実効性の高い監督を行うことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間に、特別の利害関係はありません。
2. 櫻井政夫氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は過去に当社の社外監査役でありました。
3. 当社は櫻井政夫氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。櫻井政夫氏が再任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、櫻井政夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しております。
5. 当社は、現任の取締役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、各候補者の選任が承認された場合、当社は各氏との間の上記補償契約を継続する予定であります。また、田村佳克氏の選任が承認された場合、同氏との間で、同契約を締結する予定です。
6. 当社は、取締役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることになります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

株主総会参考書類

■選任後の取締役のスキルマトリクス

当社における地位	氏名	性別	指名・報酬 諮問委員会 ◎委員長	取締役候補者の専門性・特徴						
				企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	IT	人事	コンプライアンス	ESG・ サステナビリティ
取締役会長	佐々田 正徳	男性		○	○					
代表取締役CEO	中村 謙一	男性	○	○	○					
取締役CFO兼CIO	門田 康	男性				○	○		○	○
取締役COO	河野 豪	男性		○	○		○			
取締役CHRO	小山 克彦	男性						○	○	
取締役	田村 佳克	男性		○	○					○
社外取締役	櫻井 政夫	男性	◎			○				
取締役 (監査等委員)	大木 延佳	男性		○	○				○	
取締役 (監査等委員)	堤竹 あかね	女性		○				○	○	
社外取締役 (監査等委員)	佐藤 香織	女性	○						○	
社外取締役 (監査等委員)	本間 洋一	男性				○				○
社外取締役 (監査等委員)	山本 節子	女性		○	○					

第2号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2024年6月26日開催の第57回定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と決議いたしております。

今般、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として新たに報酬として対象取締役に譲渡制限付株式を割り当てるにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額は年額200百万円以内といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、役務提供期間として想定する10事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を役務提供期間の初年度に一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度につき20百万円以内の支給に相当すると考えております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。なお、現在の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）は6名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されると、6名となります。

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の割当てに関する事項

対象取締役に対する譲渡制限付株式の割当ては、当社の取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 本制度に関する報酬等として、金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分をする方法（以下、「無償交付」といいます。）
- ② 本制度に関する報酬等として、金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分をする

株主総会参考書類

方法（以下、「現物出資交付」といいます。）

なお、無償交付の場合、本制度に基づき対象取締役に対して普通株式を発行又は処分する際の金銭又は金銭報酬債権の払込みは要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する報酬額は、1株につき当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、算出いたします。

また、現物出資交付の場合、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

2. 対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年74,000株を上限といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される普通株式については、10事業年度の初年度に一括して支給することを想定しており、実質的には1事業年度につき7,400株以内の発行又は処分に相当すると考えております。本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

3. 対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社は、対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、本議案において「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の交付日から10年間（以下、本議案において「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役員

株主総会参考書類

及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由又は死亡以外の理由により退任又は退職した場合は、当社は本割当株式の全部を無償で取得いたします。また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割り当てることが相当である理由

当社は2024年6月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は当社第58期事業報告4. 会社役員に関する事項(3)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与については、本議案をご承認いただいた場合、本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、上記のとおり、本制度においては役務提供期間として想定する10事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を役務提供期間の初年度に一括して支給する場合を想定しておりますので、本譲渡制限付株式

株主総会参考書類

の価値を、付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した1事業年度あたりの実質的な金額は年額20百万円以内、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年7,400株が上限となり、発行済総数に対する希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

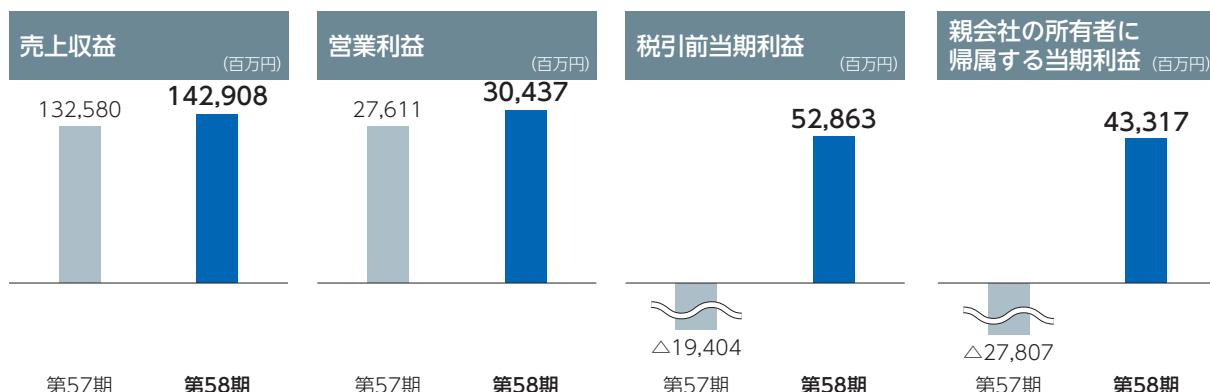
1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

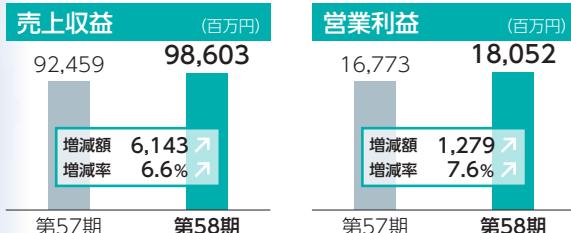
当社グループは、日本企業の海外進出が活発化し、企業のグローバルな競争が激化する環境下において、「日本企業が世界で戦うために本業に集中できるよう、本業以外の業務をサポートすること」、「眞のサムライパワーを発揮できるよう、日本企業の世界展開を支援すること」、また、これらの活動を通じ、「これから始まる日本の大転換になくてはならない存在になる」という使命のもと、「世界規模で展開する『生活総合支援サービス産業』の創出」というビジョンを掲げております。このビジョンの実現に向けて、2025年3月期を最終年度とする中期経営計画「第三次オリンピック作戦」においては、国内市場シェアアダントツNo. 1に向けた国内事業のさらなる強化に取り組むと同時に、世界の市場にリーチする土台作りに挑んでまいりました。

当連結会計年度は、借上社宅管理事業の管理戸数や福利厚生事業における会員数などのストック基盤が堅調に積み上がり、売上収益、営業利益が前期を上回りました。また、2024年5月9日付で公表した「持分法適用会社株式に対する公開買付けに係る応募契約の締結及び持分法による投資の売却益の計上見込みに関するお知らせ」のとおり、持分法による投資の売却益として187億円を計上したことなどから、税引前利益、親会社の所有者に帰属する利益については大幅に増益となりました。

これらの結果、売上収益1,429億8百万円（前期比7.8%増）、営業利益304億37百万円（同10.2%増）、税引前当期利益528億63百万円（前連結会計年度は税引前当期損失194億4百万円）、親会社の所有者に帰属する当期利益433億17百万円（前連結会計年度は親会社の所有者に帰属する当期損失278億7百万円）となり、「第三次オリンピック作戦」で掲げた目標を達成いたしました。



リロケーション事業



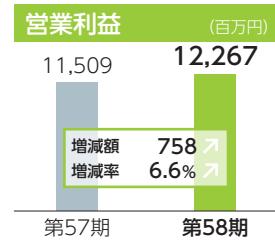
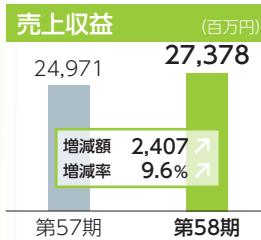
借上社宅管理業務アウトソーシングサービス、賃貸管理事業、海外赴任サポート、インバウンドサポート、駐在員規程・処遇コンサルティング、海外現地サポート、海外赴任に関連する各種データの提供等

当事業は、借上社宅管理事業、賃貸管理事業、海外赴任支援事業で構成され、国内外で日本企業の人の移動を総合的にサポートしております。借上社宅管理事業においては、借上社宅管理を中心に物件検索等による転居支援、留守宅管理等を手掛け、賃貸管理事業においては、賃貸不動産の管理や仲介をはじめとしたサービスを展開しております。また、海外赴任支援事業においては日本企業を支援すべく、北米をはじめとした現地において、赴任前から帰任に至るまで、海外赴任サポート等のサービスを総合的に展開しております。

当連結会計年度は、借上社宅管理事業の管理戸数が前期を上回ったことで管理手数料収入が伸長したほか、物件検索等による転居支援サービスの利用件数が増加いたしました。賃貸管理事業においては、管理戸数が前期を上回り、ストック基盤が堅調に積み上がりました。また、海外赴任支援事業においては、海外赴任支援世帯数が前期を下回ったものの、価格の適正化やコストの削減により增收増益となりました。

これらの結果、売上収益986億3百万円（前期比6.6%増）、営業利益180億52百万円（同7.6%増）となりました。

福利厚生事業



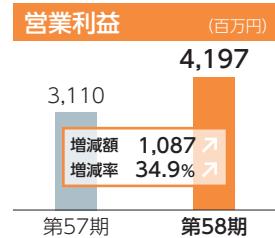
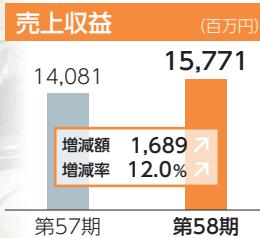
福利厚生代行サービス、顧客特典代行サービス、住まいの駆け付けサービス等

当事業は、企業の業務負担とコストを軽減し、様々なコンテンツを従業員へ提供する福利厚生代行サービスや、提携企業向けに顧客特典代行サービス等を提供しております。また、住まいの駆け付けサービスを手掛け、顧客会員の生活を総合的にサポートしております。

当連結会計年度は、福利厚生代行サービスにおける会員の新規獲得が進み会費収入が増加いたしました。加えて、住まいの駆け付けサービスが好調に推移したことから、增收増益となりました。

これらの結果、売上収益273億78百万円（前期比9.6%増）、営業利益122億67百万円（同6.6%増）となりました。

観光事業



別荘のタイムシェア事業、ホテル運営事業、ホテル・旅館の再生事業等

当事業は、福利厚生事業の会員基盤や企業の保養所をはじめとした地方の中小型のホテル、旅館の運営ノウハウを活用し、ホテル運営事業と別荘のタイムシェア事業を展開するほか、後継者問題を抱えるホテル、旅館の再生にも取り組んでおります。

当連結会計年度は、ホテルの稼働率が好調に推移したほか、新規開業施設の収益貢献等により、増収増益となりました。

これらの結果、売上収益157億71百万円（前期比12.0%増）、営業利益41億97百万円（同34.9%増）となりました。

その他の事業

当事業は、主力事業の基盤を活かし金融関連事業等を展開しております。

当連結会計年度は、売上収益11億54百万円（前期比8.2%増）、営業損失1億66百万円（前連結会計年度は1億50百万円の営業損失）となりました。

事業報告

(2) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年6月27日付で、当社が保有する持分法適用会社である日本ハウズイング株式会社の全株式を売却いたしました（売却金額33,229百万円）。これにより、日本ハウズイング株式会社は持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 対処すべき課題

① グループ経営資源の活用

当社グループは、これまで企業福利厚生分野の総合アウトソーサーとして、住宅領域とライフサポート領域の双方にまたがるサービスを提供するグループ体制を構築してまいりました。

今後は、当社グループのサービスをご利用いただいている法人・個人の皆様に、当社グループが提供する複数のサービスを相互にご利用いただけるようにクロスセルモデルを確立するとともに、既存事業とシナジーの高い事業領域においては、新たにサービスを拡充することにより、さらなる事業基盤の拡大を図ってまいります。

② 新規事業の育成

当社グループは、留守宅管理サービスや福利厚生代行サービス、借上社宅管理業務アウトソーシングサービス、海外赴任サポートサービスなど先駆的なビジネスモデルを創出し、これらの事業を拡大することにより成長してまいりました。今後も、さらなる成長に向けて、主力事業と関連性の高い事業領域で新規事業を立ち上げていくとともに、インキュベーション途上にある事業は、早期に事業基盤を確立し利益貢献を果たすよう育成してまいります。

③ 景気変動等への対応

当社グループの主力事業である、借上社宅管理事業、福利厚生事業、賃貸管理事業などは、景気変動による影響は限定的であると考えておりますが、観光事業については、景気変動による個人の消費動向の影響を受け易いため、今後もより効率的な運営体制の構築を図るとともに、魅力ある施設の企画や運営などにも努めてまいります。

事業報告

④ 情報管理体制の強化

当社グループは、多数のお客さまや従業員の個人情報を取り扱っており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、情報セキュリティ保護方針及び特定個人情報取扱基本方針に基づき情報管理を徹底していることに加え、個人情報を多数取り扱う事業会社ではプライバシーマークの認証を取得しておりますが、今後も制度の継続的な運用の見直しや社内教育・研修の実施を継続して行ってまいります。

⑤ 海外展開に向けたグローバル人材育成

当社グループは、日本企業の世界展開の加速に合わせ、海外赴任支援事業を拡大してまいりました。また、グローバルカンパニーで働く人々の移動への対応を鑑み、海外拠点の拡大など、さらなる事業拡大の準備をしてまいりました。今後は世界市場で競争力をもつために必要な人材の採用と育成に取り組んでまいります。

⑥ デジタル化の推進

当社グループは、福利厚生事業において大規模なシステム開発を実施し事業の拡大及び利益率の改善を実現してまいりました。他事業でも同様の展開による成長を目指むとともに人手不足への対応を鑑み、さらなるシステム投資を行い、グループ全体のデジタル化推進に取り組んでまいります。

⑦ 事業体制強化への対応

当社グループは、企業福利厚生の総合アウトソーサーとして事業継続に向けたBCP（事業継続計画）を定めておりますが、近年増加している天災や感染症拡大等の状況においてもサービスを継続できるように事業体制をより強固にすべく、グループ全社で継続的改善に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

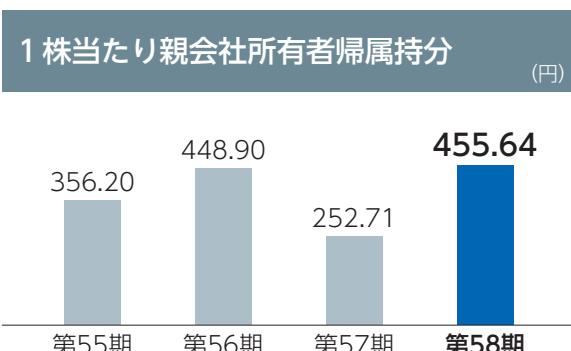
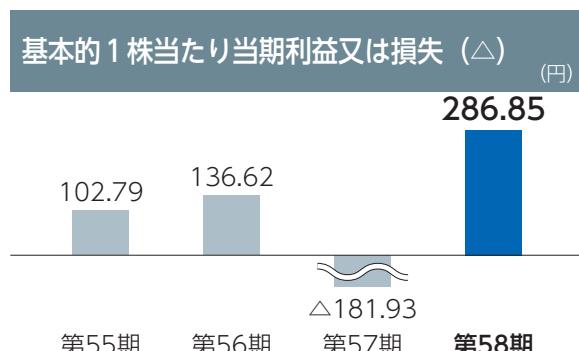
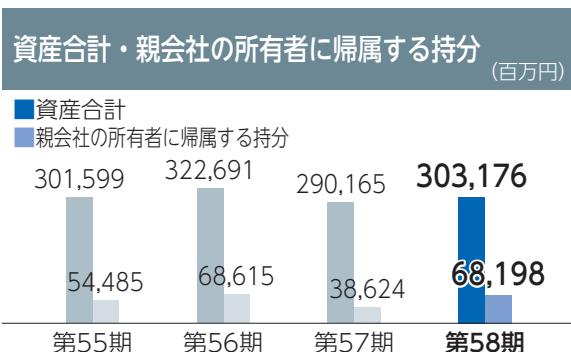
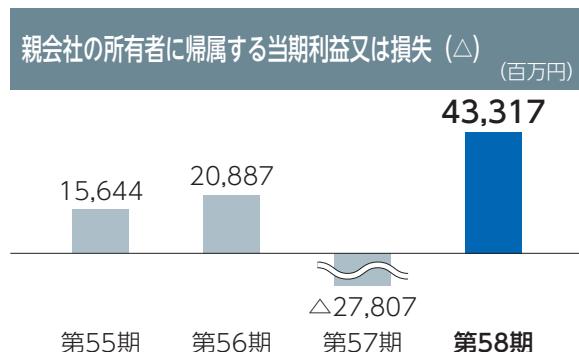
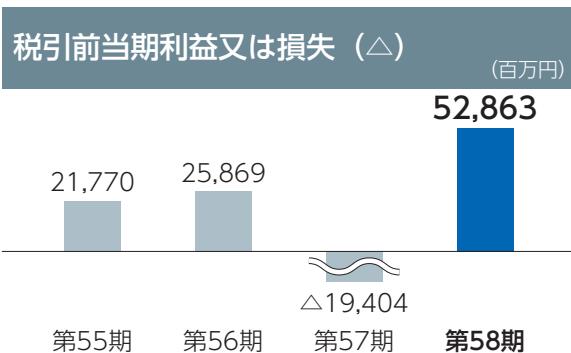
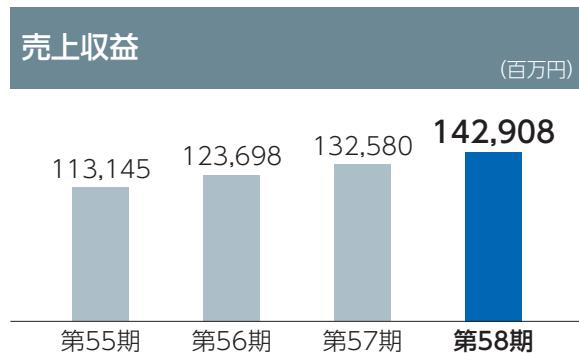
(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第55期 (2022年3月期)	第56期 (2023年3月期)	第57期 (2024年3月期)	第58期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上収益(百万円)	113,145	123,698	132,580	142,908
税引前当期利益 又は損失(△)(百万円)	21,770	25,869	△19,404	52,863
親会社の所有者に 帰属する当期利益(百万円) 又は損失(△)	15,644	20,887	△27,807	43,317
資産合計(百万円)	301,599	322,691	290,165	303,176
親会社の所有者に 帰属する持分(百万円)	54,485	68,615	38,624	68,198
基本的1株当たり 当期利益又は損失(△)(円)	102.79	136.62	△181.93	286.85
1株当たり 親会社所有者帰属持分(円)	356.20	448.90	252.71	455.64

(注) 1. 国際会計基準(IFRS)を適用して連結計算書類を作成しております。

2. 当社は、2022年5月6日開催の取締役会において、SIRVAグループ (SIRVA Holdings, Inc.とそのグループ会社の総称) を所有するGlobal Relocation and Moving Services, LP (以下、「GRMS」という。) と連結子会社の異動(株式譲渡)およびグローバル・リロケーション事業の共同経営開始について合意をすることを決議し、7月29日に取引が完了いたしました。そのため、BGRS Limitedおよびグループ会社22社を非継続事業に分類しております。これに伴い、第55期・第56期の売上収益および税引前当期利益の金額については、非継続事業を除いた継続事業の金額に組み替えて表示しております。

事業報告



(注) 1. 国際会計基準 (IFRS) を適用して連結計算書類を作成しております。

2. 当社は、2022年5月6日開催の取締役会において、SIRVAグループ (SIRVA Holdings, Inc.とそのグループ会社の総称) を所有するGlobal Relocation and Moving Services, LP (以下、「GRMS」という。) と連結子会社の異動 (株式譲渡) およびグローバル・リロケーション事業の共同経営開始について合意をすることを決議し、7月29日に取引が完了いたしました。そのため、BGRS Limitedおよびグループ会社22社を非継続事業に分類しております。これに伴い、第55期・第56期の売上収益および税引前当期利益の金額については、非継続事業を除いた継続事業の金額に組み替えて表示しております。

事業報告

(5) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主な事業内容
(株)リコーション・ジャパン	150百万円	100.0%	借上社宅管理アウトソーシングサービス
(株)リコクラブ	150百万円	100.0%	福利厚生代行サービス 顧客特典代行サービス
(株)東都	100百万円	(100.0%)	賃貸不動産管理・仲介
(株)駅前不動産ホールディングス	20百万円	(100.0%)	賃貸不動産管理・仲介の統括
(株)リコパートナーズ	100百万円	100.0%	賃貸管理事業の統括
Relo Redac, Inc.	US \$ 600,000	100.0%	北米における駐在員サポート

(注) 議決権比率欄の括弧書は間接所有に係るものであります。

② 関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主な事業内容
(株)アンサーホールディングス	100百万円	20.0%	総合不動産業
(株)福利厚生俱楽部中部	50百万円	(49.0%)	福利厚生代行サービス
(株)福利厚生俱楽部中国	50百万円	(50.0%)	福利厚生代行サービス
(株)福利厚生俱楽部九州	50百万円	(50.0%)	福利厚生代行サービス

(注) 議決権比率欄の括弧書は間接所有に係るものであります。

(6) 企業集団の主要な拠点 (2025年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区新宿四丁目 3番23号

② 子会社等

会 社 名	所 在 地
(株)リコーション・ジャパン	本社 東京都新宿区
(株)リコクラブ	本社 東京都新宿区
(株)東都	本社 東京都狛江市
(株)駅前不動産ホールディングス	本社 福岡県久留米市
(株)リコパートナーズ	本社 東京都新宿区
Relo Redac, Inc.	本社 米国 ニューヨーク州

事業報告

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数
リロケーション事業	2,299名 (1,215名)
福利厚生事業	460名 (180名)
観光事業	391名 (725名)
その他の事業	56名 (11名)
全社 (共通)	128名 (17名)
合 計	3,334名 (2,148名)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	平 均 年 齢	平均勤続年数
128名 (17名)	40.2歳	7年8ヶ月

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員、パートタイマー及びアルバイトは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

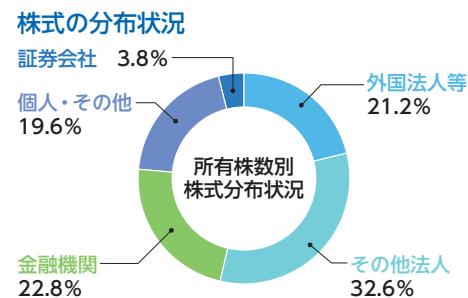
(8) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	4,844百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,706百万円
株式会社みずほ銀行	4,170百万円

事業報告

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 602,100,000株
(2) 発行済株式の総数 153,016,200株
(自己株式3,324,685株を含む)
(3) 1単元の株式数 100株
(4) 株主数 15,001名
(5) 大株主



株主名	持株数	持株比率
有限会社ササダ・ファンド	35,000千株	23.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	19,063千株	12.7%
光通信株式会社	11,697千株	7.8%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	10,007千株	6.6%
株式会社UH Partners 2	2,873千株	1.9%
リログループ従業員持株会	2,481千株	1.6%
JPモルガン証券株式会社	1,991千株	1.3%
TAIKI SASADA	1,990千株	1.3%
佐々田 有樹	1,984千株	1.3%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,538千株	1.0%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

事業報告

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況 (2025年3月31日現在)

名称			2017年2月9日取締役会決議による新株予約権 (第12回)	2021年6月24日取締役会決議による新株予約権 (第16回)		
新株予約権の払込金額			1個当たり3,800円	—		
新株予約権の行使価額			1株当たり1円	1株当たり1円		
新株予約権の行使期間			2023年7月1日から 2026年3月31日まで	2031年7月31日から 2033年7月31日まで		
新株予約権の行使条件			(注) 1	(注) 2		
当社役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的である株式の数 保有者数	233個 233,000株 5名		
		社外取締役	新株予約権の数 目的である株式の数 保有者数	2個 2,000株 1名		
	取締役 (監査等委員)		新株予約権の数 目的である株式の数 保有者数	9個 9,000株 2名		
			新株予約権の数 目的である株式の数 保有者数	— — —		
名称			2022年5月12日取締役会決議による新株予約権 (第18回)			
新株予約権の払込金額			1個当たり300円			
新株予約権の行使価額			1株当たり1円			
新株予約権の行使期間			2026年4月1日から 2030年3月31日まで			
新株予約権の行使条件			(注) 3			
当社役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的である株式の数 保有者数	— — —		
		社外取締役	新株予約権の数 目的である株式の数 保有者数	5個 500株 1名		
	取締役 (監査等委員)		新株予約権の数 目的である株式の数 保有者数	5個 500株 1名		

事業報告

(注) 1. 新株予約権の行使条件 (2017年2月9日取締役会決議による新株予約権)

本新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2019年3月期の連結損益計算書における経常利益が200億円を超過した場合のみ、本新株予約権行使することができる。なお、IFRSの適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、本行使条件における経常利益をIFRSにおける税引前当期純利益と読み替えることとする。

本新株予約権者が本新株予約権行使するにあたっては、上記の定めに加え、別途会社及び本新株予約権者との間で締結する覚書が適用される。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役及び監査役の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があるとして認めた場合は、当社の取締役、監査役及び従業員もしくは当社の関係会社の取締役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権行使することができる。

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権行使することができる。

2. 新株予約権の行使条件 (2021年6月24日取締役会決議による新株予約権)

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役または監査役の任期満了もしくは従業員の定年により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権行使することができる。

本新株予約権者に対しては、前各項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、新株予約権行使する日以前において、法令に違反した場合、所属会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合、当社または当社の子会社に対して損害またはそのおそれもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることができると当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、新株予約権の行使の権利を消滅させることができる。

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権行使することができる。

3. 新株予約権の行使条件 (2022年5月12日取締役会決議による新株予約権)

本新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2025年3月期の連結損益計算書における税引前利益が355億円を超過した場合のみ、本新株予約権行使することができる。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役または監査役の任期満了もしくは従業員の定年により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、監査役、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にない場合も、本新株予約権行使することができる。

本新株予約権者に対しては、前各項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、新株予約権行使する日以前において、法令に違反した場合、所属会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合、当社または当社の子会社に対して損害またはそのおそれもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることができると当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、新株予約権の行使の権利を消滅させることができる。

本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権行使することができる。

事業報告

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項 (2025年3月31日現在)

2027年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(2020年12月17日発行)

決議年月日	2020年12月1日
新株予約権の数(個)	2,300(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,795,686(注) 2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,384.5(注) 3
新株予約権の行使期間	2020年12月31日～2027年12月3日(注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,384.5 1,692.25 資本組入額 (注) 5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債を構成する本社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。
新株予約権付社債の残高(百万円)	23,000(注) 1

(注) 1. 2,300個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額(23,000百万円)を10,000,000円で除した個数の合計数。なお、新株予約権付社債の残高には額面金額を記載している。

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記3記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3. (1) 転換価額は、当初3,411円とする。

(2) 2025年5月8日開催の取締役会において、期末配当を1株につき42円とする剩余金配当案が承認可決され、2025年3月期の年間配当が1株につき42円と決定されたことに伴い、2027年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、当該転換価額を3,384.5円から3,361.1円に調整いたしました。

(3) 転換価額は、新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

事業報告

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

4. 2020年12月31日（同日を含む。）から2027年12月3日（同日を含む。）の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。

但し、(i)本新株予約権付社債の要項に定める130%コールオプション条項、クリーンアップ条項、税制変更等、組織再編等、上場廃止等及びスクイーズアウトによる線上償還の場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等による線上償還の場合において、線上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(ii)新株予約権付社債の買入消却がなされる場合は、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、また(iii)期限の利益の喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2027年12月3日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（以下「株式取得日」という。）（又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使できる期間を、当該変更を反映するために修正することができる。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従つて算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. (1)組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従つて、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。

また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本(1)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して組織再編等による線上償還の条項に記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (2)上記(注)6(1)の定めに従つて交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとする。

- ①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

- ②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

事業報告

- ③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(注)3(2)と同様の調整に服する。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日又は上記(注)6(1)記載の承継及び交付の実行日のうちいずれか遅い日から、上記(注)4に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
- ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3) 当社は、上記(注)6(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

事業報告

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	佐々田 正 徳	グループ統括
代表取締役 C E O	中 村 謙 一	総括・内部監査室担当
取 締 役 C F O	門 田 康	その他の事業統括 コーポレートスタッフ部門担当 株式会社リロ・フィナンシャル・ソリューションズ代表取締役
取 締 役 C O O	越 永 堅 士	主力事業統括 海外事業開発室担当
取締役CIO兼CSO	河 野 豪	グループITマネジメント室・IT企画サポートユニット・新規事業開発室担当 株式会社リロクラブ取締役 株式会社リロケーション・ジャパン取締役 株式会社リロパートナーズ取締役 株式会社リロケーション・インターナショナル取締役
取 締 役 C H R O	小 山 克 彦	人材開発室・人事給与ユニット・リスクマネジメント室担当
取 締 役 <small>（常勤監査等委員）</small>	櫻 井 政 夫	櫻井公認会計士事務所代表
取 締 役 <small>（常勤監査等委員）</small>	大 木 延 佳	—
取 締 役 <small>（常勤監査等委員）</small>	堤 竹 あかね	—
取 締 役 <small>（監査等委員）</small>	佐 藤 香 織	鳥飼総合法律事務所パートナー 株式会社スタートライン社外取締役 ヘルスケア&メディア投資法人監督役員
取 締 役 <small>（監査等委員）</small>	本 間 洋 一	太陽有限責任監査法人社員
取 締 役 <small>（監査等委員）</small>	山 本 節 子	有限会社ザ・プロトコール代表取締役

- (注) 1. 2024年6月26日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役宇田川和也氏および常勤監査役岩井雅之氏が任期満了により退任しております。
2. 河野豪氏は、2024年4月1日付で取締役CIO兼CSOに就任いたしました。
3. 門田康氏は、2024年9月4日付で日本ハウズイング株式会社社外取締役を辞任いたしました。
4. 越永堅士氏は、2025年3月31日付で株式会社リロケーション・ジャパンおよび株式会社リロパートナーズそれぞれの取締役を辞任いたしました。
5. 当社は、2024年6月26日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、監査役大木延佳氏、佐藤香織氏および本間洋一氏の任期が満了し、それぞれ取締役（監査等委員）に就任しており、また、取締役山本節子氏の任期が満了し、同氏は取締役（監査等委員）に就任しております。
6. 2024年6月26日開催の第57回定時株主総会において、堤竹あかね氏が新たに取締役（監査等委員）に選任され就任してお

事業報告

ります。

7. 佐藤香織氏は、2025年3月24日付で株式会社ショーケース社外取締役を退任いたしました。同氏の重要な兼職先である、株式会社ショーケースと当社との間には重要な取引関係はありません。
8. 櫻井政夫氏、佐藤香織氏、本間洋一氏および山本節子氏は、社外取締役であります。
9. 当社は、社外取締役の全員を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
10. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
11. 取締役（監査等委員）本間洋一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
12. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役からの情報収集および重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、大木延佳氏および堤竹あかね氏を常勤の監査等委員として選定しております。

（2）取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額		
		金銭報酬	非金銭報酬	合計
取締役（うち社外取締役）	9名（3）	292百万円（9）	53百万円（0）	345百万円（10）
取締役（監査等委員）（うち社外取締役）	5名（3）	35百万円（14）	－（－）	35百万円（14）
監査役（うち社外監査役）	4名（2）	8百万円（2）	0百万円（－）	9百万円（2）
合計	18名	337百万円	54百万円	391百万円

- （注）
1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
 2. 監査等委員設置会社移行前の取締役の金銭報酬の額は、2018年6月26日開催の第51回定時株主総会において年額400百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）と決議されております（従業員兼務取締役の従業員給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。
 3. 監査等委員設置会社移行前の監査役の金銭報酬の額は、2016年6月23日開催の第49回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
 4. 監査等委員設置会社移行後の取締役の金銭報酬の額は、2024年6月26日開催の第57回定時株主総会において年額400百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）と決議されております（従業員兼務取締役の従業員給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）です。
 5. 監査等委員設置会社移行後の取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2024年6月26日開催の第57回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名です。
 6. 取締役および監査役の非金銭報酬の内容については、ストック・オプション（新株予約権）であり、割当ての際の条件等は、「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。当該非金銭報酬については、2021年6月24日開催の第54回定時株主総会において、当社取締役の当社グループの長期的な企業価値向上に対する意識や士気を高め、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めるため、金銭報酬とは別枠にて、取締役については年間2,500個（うち社外取締役に対して100個）、監査役に対して年間250個を上限としてストック・オプションとしての新株予約権を付与することを決議いただい

事業報告

ております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であり、監査等委員の員数は4名です。

7. 非金銭報酬の額は、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る支給額の内、当事業年度に帰属する金額です。
8. 上記には、2024年6月26日開催の第57回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役1名及び監査役1名を含めております。なお、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに取締役（監査等委員）に就任した3名の支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。また、同株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、新たに取締役（監査等委員）に就任した1名の支給額と員数については、取締役在任期間分は取締役に、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。

（3）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」について、2024年6月26日付の取締役会決議に基づき決定しております。

当社の取締役の報酬は、月例の固定金銭報酬にて構成しております。

また、個別の取締役に付与する報酬の額の決定は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により、取締役会長佐々田正徳（グループ統括）及び代表取締役CEO中村謙一（統括兼内部監査室担当）に委任し、各取締役の担当職務及び業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。委任の理由としては、当社グループ全体の業績や各取締役の貢献度等を適切に評価するには、取締役会長及び代表取締役CEOの協議によることが最も適すると判断するためです。

また、個別の取締役に付与する報酬の額に関しては、指名・報酬諮問委員会において、決定額の公平性・客觀性を検討しており、必要に応じて、同委員会の構成員である社外取締役から取締役会長及び代表取締役CEOへの助言・指導を行っていることから、取締役会としては、当事業年度に係る報酬等の内容は取締役会で決定された報酬決定の方針に沿うものと判断しております。

（4）補償契約の内容の概要

① 当該役員の氏名

佐々田正徳、中村謙一、門田康、越永堅士、河野豪、小山克彦、櫻井政夫、大木延佳、堤竹あかね、佐藤香織、本間洋一、山本節子

② 補償契約の内容

本契約は、当社が優秀な人材を確保するとともに、当社の取締役がその職務の執行に伴い損害賠償責任等を負うことを過度に恐れ、職務の執行が委縮することを防止するため、当社が被補償者に対し、その職務の執行に伴い生じた費用又は損失の全部又は一部を補償することを目的とする。

事業報告

(5) D&O契約内容の概要

- ① 保険の対象となる範囲
 - ・役員等（子会社を含む）
 - ・管理職従業員
 - ・役員と共同被告になったか、他の従業員または派遣社員から不当労働行為等を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員
- ② 保険契約の内容
 - (イ) 被保険者が実質的に保険料を負担している場合はその負担割合
当社が全額負担しており、被保険者は負担しておりません。
 - (ロ) 補償対象となる保険事故の概要
 - ・訴訟費用、弁護士費用など（株主代表訴訟についての費用を含む）
 - ・第三者に対する損害賠償訴訟に関する賠償金
 - ・株主代表訴訟における損害賠償金
 - (ハ) 職務執行の適正性が損なわれないようにする措置を講じている場合は、その内容
通常の職務執行において、適正性が担保されていると考えておりますので、本保険契約において特段の措置は講ずることを想定しておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	当該兼職先との関係
取締役	櫻井 政夫	櫻井公認会計士事務所代表	当社と兼職先との間には重要な取引 その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	佐藤 香織	鳥飼総合法律事務所パートナー 株式会社スタートライン社外取締役 ヘルスケア＆メディカル投資法人監督役員	当社と兼職先との間には重要な取引 その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	本間 洋一	太陽有限責任監査法人社員	当社と兼職先との間には重要な取引 その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	山本 節子	有限会社ザ・プロトコール代表取締役	当社と兼職先との間には重要な取引 その他の関係はありません。

事業報告

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	主な活動状況
		(出席状況、発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要)
櫻井 政夫	取締役	<p>当該事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、財務・会計・税務に関する有益な発言を行っております。</p> <p>また当該事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会においては、役員の報酬の審議に携わり、客観的・中立的立場から適宜必要な助言・提言を行い期待された役割を適切に果たしております。</p>
佐藤 香織	取締役 (監査等委員)	<p>当該事業年度に開催された取締役会16回のうち、監査役として3回、監査等委員として13回出席し、また、監査役会3回の全て、監査等委員会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての専門的見地から、企業法務に関し有益な助言を行っております。</p> <p>また当該事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会においては、役員の報酬の審議に携わり、客観的・中立的立場から適宜必要な助言・提言を行い期待された役割を適切に果たしております。</p>
本間 洋一	取締役 (監査等委員)	<p>当該事業年度に開催された取締役会16回のうち、監査役として3回、監査等委員として13回出席し、また、監査役会3回の全て、監査等委員会16回のうち15回に出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士・税理士としての専門的な知識や豊富な経験を活かし、議案等について必要に応じて意見を述べるなど、取締役の職務執行の監督を行い期待された役割を適切に果たしております。</p>
山本 節子	取締役 (監査等委員)	<p>当該事業年度に開催された取締役会16回のうち取締役として3回、2024年6月26日に監査等委員に就任以降は12回出席し、監査等委員就任以降に開催された監査等委員会16回のうち15回に出席いたしました。</p> <p>経営者としての経験と見識を生かし、主に経営全般に関する専門的な見地から議案等について必要に応じて意見を述べるなど、取締役の職務執行の監督を行い期待された役割を適切に果たしております。</p>

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題の一つとして考え、30%前後の配当性向を目安に連結業績に連動した配当とすることを基本方針としております。加えて、一過性の特殊要因による影響を必要に応じて調整することで、安定的な利益還元を図つてまいります。

当期は、借上社宅管理事業や賃貸管理事業における管理戸数や福利厚生事業における会員数などのストック基盤が堅調に積み上がったほか、ホテル運営や不動産仲介などフロー収益も伸張したことなど、当社グループの各事業が順調に推移したことに加え、日本ハウズイング株式会社の株式売却に伴う持分法による投資の売却益を計上したこと等により、過去最高益を更新いたしました。

これら状況を踏まえ、期末配当金につきましては、普通配当38円に特別配当4円を加え、2025年3月期末の配当金は1株当たり42円とすることといたしました。

また、株主の皆様に対する利益還元の強化を目的として、2026年3月期の株主還元より、目安とする配当性向を30%から35%に引き上げることといたしました。株主還元を経営の重要課題の一つと認識し、今後も状況を勘案しつつ、適宜見直しを行つてまいります。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

科 目	期 別		(単位:百万円)	
	(ご参考) 第57期 2024年3月31日現在	第58期 2025年3月31日現在	(ご参考) 第57期 2024年3月31日現在	第58期 2025年3月31日現在
資産				
流動資産	147,701	167,045	流動負債	147,208
現金及び現金同等物	49,484	64,021	営業債務及び その他の債務	61,382
営業債権及び その他の債権	82,229	89,196	社債及び借入金	37,282
棚卸資産	6,980	7,322	リース負債	9,782
その他の金融資産	2,742	2,209	未払法人所得税	4,099
その他の流動資産	6,263	4,295	契約負債	8,707
非流動資産	142,463	136,131	その他の金融負債	20,766
有形固定資産	15,954	17,203	引当金	368
使用権資産	30,321	34,896	その他の流動負債	4,817
のれん	16,458	16,657	非流動負債	102,606
無形資産	8,846	9,548	社債及び借入金	45,045
投資不動産	20,376	19,769	リース負債	18,521
持分法で会計処理 されている投資	15,311	976	契約負債	18,256
その他の金融資産	23,233	24,462	その他の金融負債	10,084
繰延税金資産	10,909	11,621	引当金	8,621
その他の非流動資産	1,052	995	繰延税金負債	1,321
資 产 合 计	290,165	303,176	その他の非流動負債	754
			負 債 合 計	249,815
				232,663
資本				
			親会社の所有者に 帰属する持分合計	38,624
			資本金	2,667
			資本剰余金	552
			利益剰余金	25,314
			自己株式	△51
			その他の資本の 構成要素	10,142
			非支配持分	1,726
			資 本 合 計	40,350
			負 債 及 び 资 本 合 計	290,165
				303,176

(注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 第57期（2024年3月31日現在）はご参考（会計監査人の監査対象外）です。

連結計算書類

連結損益計算書

科 目	期 別 (ご参考) 第57期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(単位：百万円)	
		第58期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	
売上収益		132,580	142,908
売上原価		72,040	76,600
売上総利益		60,540	66,308
販売費及び一般管理費		35,997	39,894
その他の収益		3,642	4,509
その他の費用		572	485
営業利益		27,611	30,437
金融収益		1,306	541
金融費用		1,304	496
持分法による投資利益		582	3,656
持分法適用会社に対する投資及び 金融債権の減損損失		47,599	—
持分法による投資の売却益		—	18,724
税引前当期利益又は損失 (△)		△19,404	52,863
法人所得税費用		7,841	9,063
当期利益又は損失 (△)		△27,245	43,800
当期利益又は損失 (△) の帰属			
親会社の所有者		△27,807	43,317
非支配持分		561	483
当期利益又は損失 (△)		△27,245	43,800

(注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 第57期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）はご参考（会計監査人の監査対象外）です。

計算書類

貸借対照表

科 目	期 別		(ご参考) 第57期 2024年3月31日現在	第58期 2025年3月31日現在	科 目	期 別		(ご参考) 第57期 2024年3月31日現在	第58期 2025年3月31日現在				
資産の部													
流動資産	64,669	43,255			流動負債	52,650	20,277						
現金及び預金	7,171	15,060			関係会社買掛金	477	478						
関係会社売掛金	29,867	6,068			短期借入金	21,209	1,173						
関係会社短期貸付金	23,824	20,998			1年内返済予定の 長期借入金	9,773	5,926						
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	1,253	789			未払金	171	194						
その他	2,553	338			未払法人税等	24	18						
固定資産	40,795	50,272			関係会社預り金	20,830	12,284						
有形固定資産	215	180			賞与引当金	44	44						
建物	49	45			その他	119	156						
工具、器具及び備品	166	135			固定負債	35,160	31,670						
無形固定資産	126	90			転換社債型 新株予約権付社債	23,963	23,700						
ソフトウエア	103	68			長期借入金	11,196	7,969						
その他	23	21			負 債 合 計	87,810	51,948						
投資その他の資産	40,453	50,002			純資産の部								
投資有価証券	0	—			株主資本	17,065	40,738						
関係会社株式	21,191	15,885			資本金	2,667	2,667						
関係会社長期貸付金	17,995	32,242			資本剰余金	3,494	3,494						
繰延税金資産	454	1,076			資本準備金	2,860	2,860						
その他	811	796			その他資本剰余金	634	634						
繰延資産	28	21			利益剰余金	10,955	40,128						
社債発行費	28	21			利益準備金	38	38						
資 産 合 計	105,494	93,549			その他利益剰余金	10,917	40,090						
					繰越利益剰余金	10,917	40,090						
					自己株式	△51	△5,551						
					新株予約権	618	862						
					純 資 産 合 計	17,683	41,600						
					負債・純資産合計	105,494	93,549						

- (注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 第57期（2024年3月31日現在）はご参考（会計監査人の監査対象外）です。

計算書類

損益計算書

科 目	期 別	(単位:百万円)	
		(ご参考) 第57期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第58期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売上高		36,007	9,074
関係会社受取配当金		31,686	4,089
その他の事業売上高		4,321	4,984
売上原価		2,505	2,772
その他の事業売上原価		2,505	2,772
売上総利益		33,502	6,302
販売費及び一般管理費		944	965
営業利益		32,558	5,336
営業外収益		1,911	1,279
受取利息		1,181	268
関係会社受取利息		572	800
受取保証料		37	187
その他		120	23
営業外費用		963	238
支払利息		653	223
関係会社支払利息		0	6
社債発行費償却		7	7
為替差損		301	—
その他		0	0
経常利益		33,506	6,377
特別利益		2	27,834
投資有価証券売却益		2	—
関係会社株式売却益		—	27,834
その他		0	0
特別損失		44,545	1
投資有価証券評価損		24,596	—
貸倒引当金繰入額		19,946	—
関係会社清算損		—	1
その他		3	0
税引前当期純利益又は純損失 (△)		△11,035	34,210
法人税、住民税及び事業税		300	4
法人税等調整額		12	△622
当期純利益又は純損失 (△)		△11,348	△617
			34,828

(注) 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 第57期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) はご参考 (会計監査人の監査対象外) です。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社リログループ
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 孫 延 生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 馬 渥 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リログループの2024年4月1日から2025年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社リログループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査報告書

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社リログループ
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 孫 延 生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 馬 渥 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リログループの2024年4月1日から2025年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査報告書

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社リログループ 監査等委員会

常勤監査等委員	大木延佳	印
常勤監査等委員	堤竹あかね	印
監査等委員（社外取締役）	佐藤香織	印
監査等委員（社外取締役）	本山洋一	印
監査等委員（社外取締役）	本山節子	印

以 上

RELO

株式会社 ソログループ

第58期 株主通信

2024年4月1日 ▶ 2025年3月31日



第四次オリンピック作戦スタート

新しい中期経営計画が始動。

少子高齢化と市場縮小に伴い企業の課題が拡大する中、
多様なソリューションを提供するリログループへのニーズは高まってまいります。
変化を成長の機会と捉え、新たな価値創造を目指します。

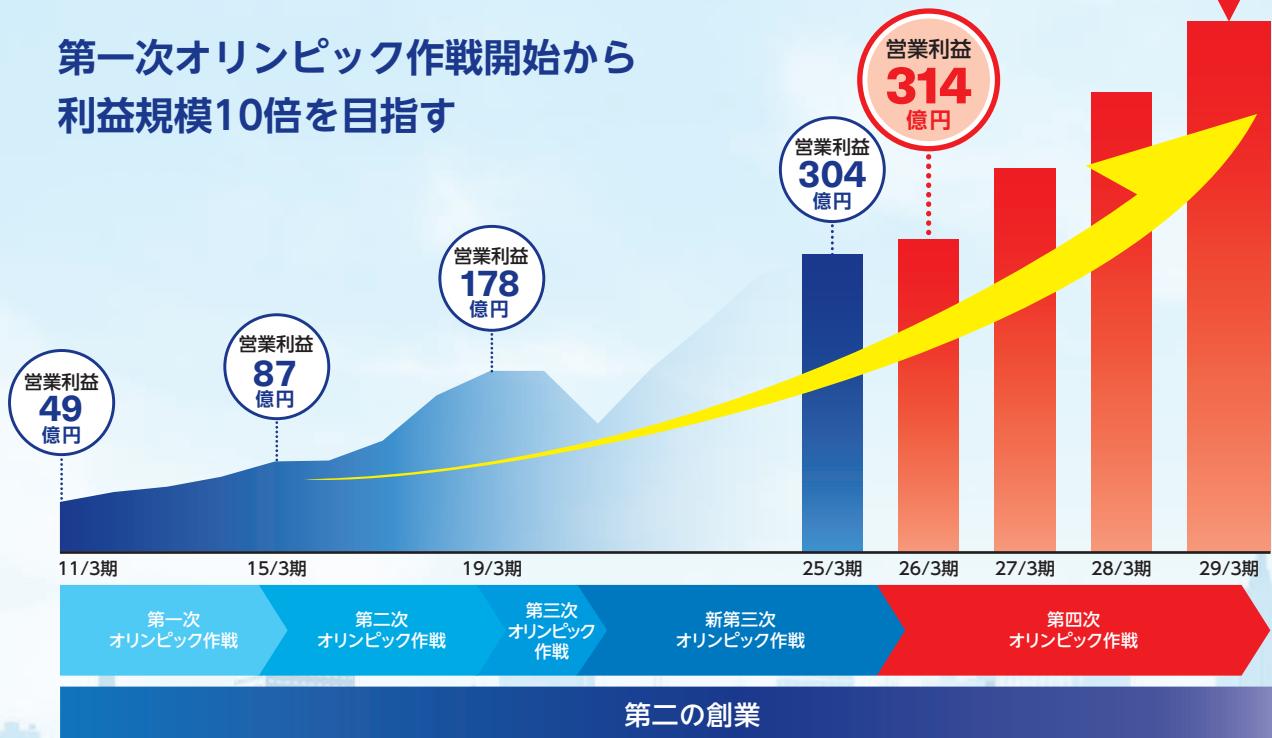
第四次オリンピック作戦

(2026年3月期 ▶ 2029年3月期)

業績目標

500 営業利益
億円

第一次オリンピック作戦開始から
利益規模10倍を目指す



日本企業の課題解決をサポート

第四次オリンピック作戦テーマ

日本の大転換に必要な課題解決カンパニーになる

- BtoBのアウトソーシング事業は人手不足のソリューションとして福利厚生の充実に貢献
- BtoCの賃貸管理事業・観光事業は後継者不足が加速する業界における事業承継の受け皿として貢献

大転換を迎える企業の課題に対応するリログループのソリューション

提供サービス	
福利厚生事業	企業の福利厚生に関する諸施策を代行し、人的資本経営をサポートするとともに、従業員やその家族の健康と生活の向上を支援します。
借上社宅管理事業	企業の借上社宅に関する業務を転貸方式でフルアウトソーシングします。 また、転勤時の住宅斡旋、引越しの手配、赴任中のマイホーム管理などもサポートします。
海外赴任支援事業	海外赴任にともなう手続きのトータルサポートから、日本に赴任した外国籍社員のサポートに至るまで、企業のグローバルビジネスを総合的に支援します。
賃貸管理事業	国内主要都市に100か所以上の、共通ブランド「リロの不動産」の店舗を展開することに加え、賃貸管理業界における事業承継問題の受け皿として、課題解決に貢献しています。
観光事業	中小型ホテル・旅館の運営事業のほか、課題を抱えるホテル・旅館の再生にも取り組んでいます。 また、コンドミニアムタイプのタイムシェアリゾートも運営しています。

第四次オリンピック作戦 計画

業績目標

売上収益 **2,000億円** / 営業利益 **500億円**

経営指標目標

配当性向

35%前後

自己資本比率

30%

ROE

20%以上

調整後ROIC

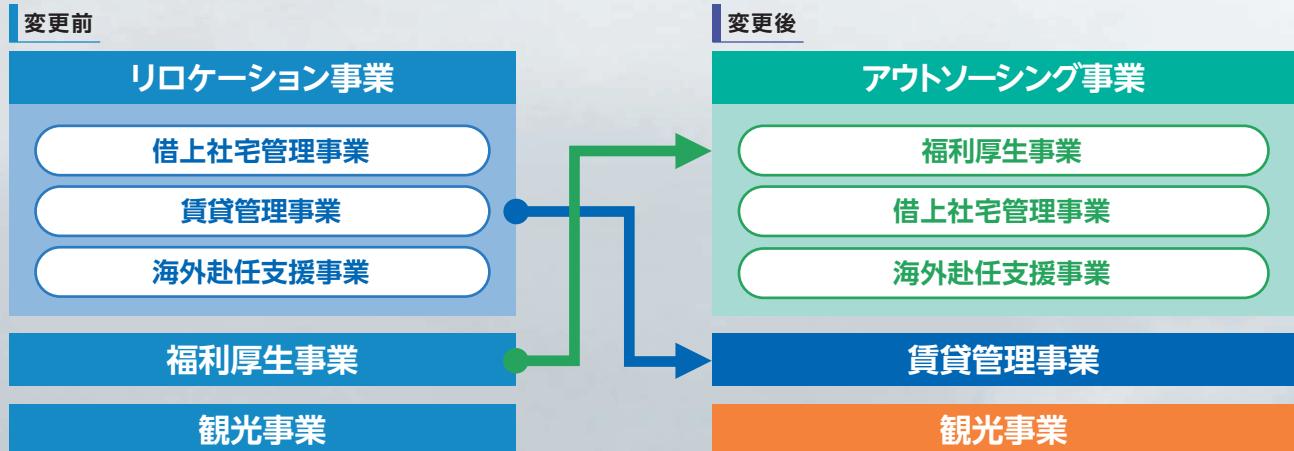
15%

調整後ネットD/Eレシオ

1倍以内

事業領域の拡大を目指して体制を変更

事業間の連携を強化するため、BtoBのアウトソーシング事業と
BtoCの賃貸管理事業・観光事業に再編し、
管掌役員を新たに配置して事業領域の拡大を目指します。



- ・アウトソーシング事業
- ・賃貸管理事業

取締役COO 河野 豪

日本企業の労働力不足に対し、提供できる課題解決の領域を拡大するため、創業以来培ってきた各事業の強固な基盤を最大限に活かしてまいります。各事業間の緊密な連携やDXの推進による技術革新を進めることで、人手不足解消のための新たなソリューションを開発し、社会の課題を解決することでこれまで以上の成長を実現してまいります。



- ・観光事業

常務執行役員
(取締役候補) 田村 佳克

中期経営計画では、労働力不足や地域創生といった課題に対し、ホテル再生、BPOサービス、DX支援を強力に推進し、『人と地域をつなぎ、リゾートの未来を照らす』という理念を体現します。シニア層の新たな旅の創造、そしてFM&PMやリゾートマンション再生、ホテル・旅館への人財紹介・派遣といった新領域への挑戦を通じ、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

※ FM(Facility Management)は建物・設備の維持管理による機能最適化、
PM(Property Management)は不動産の経済的価値向上を目指す業務です。

配当金のご案内

2025年3月期は
1株当たり**42円**
の配当となりました。

配当金は、普通配当38円に
加え、一過性の収益に対応
する特別配当4円を合わせ
た42円となりました。

株主優待制度のご案内

「リログループ株主優待Club Off」は、国内外の宿泊施設を割安な会員料金でご利用いただける他、レジャー施設や映画・観劇・飲食店の割引など、日常生活でもお楽しみいただける会員限定のお得なサービスです。ぜひご活用ください！

■ 生活を彩るサービスも豊富にラインナップ！

※画像はイメージです。

※1: VIP会員がホームページ限定「タイムセール」企画500円の宿をご利用の場合

※2: VIP会員が特典をご利用の場合



最大90%OFF^{※1}



最大75%OFF^{※2}



最大50%OFF



会員優待価格



会員優待価格

インターネットのご利用が便利です



株主優待ページより
ログインしてください



https://www.relo.jp/ir/club_off.html

6月上旬頃に郵送しております「リログループ株主優待Club Off ご利用案内」に記載されている「会員番号(ログインID)」と「パスワード」を入力後「ログイン」ボタンをクリックしてください。

株主総会会場 ご案内図

■日時

2025年6月25日(水曜日)
午前10時 (受付開始午前9時30分)

■会場

京王プラザホテル南館
「扇」
東京都新宿区西新宿二丁目2番1号



■交通機関から会場までのご案内

- JR「新宿駅」西口 徒歩7分
- 京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線・都営新宿線「新宿駅」 徒歩7分
- 都営大江戸線「都庁前駅」 B1出口すぐ

ご注意

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいようお願い申し上げます。

※株主総会にご出席の皆様へのお土産の用意はいたしておりません。何卒、ご理解いただきま
すようお願い申し上げます。